

12回
平成30年第 総会
12月

白井市農業委員会会議録

平成30年12月6日 開会

平成30年12月6日 閉会

白井市農業委員会会議録

平成30年12月6日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会長	笠井行雄
会長代理	中村教雄
1番	根本孝一
2番	岩井聡明
3番	芦田恵子
4番	今井幹代
5番	福田孝一
6番	内藤秀樹
7番	宇賀義則

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 齋藤和博
2. 秋谷茂男
3. 川上洋
4. 押田勝巳
5. 海老原清
6. 山崎雅巳
7. 伊藤治
8. 秋本善久

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

議案第4号 平成30年度第8次農用地利用集積計画について

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

1月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 12月19日水曜日
- ・事前審査会(案) 12月26日水曜日
第2班 午前9時から 本庁舎2階災害対策本部3
- ・総会(案) 1月8日火曜日
午後4時00分から 本庁舎2階災害対策本部3

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

笠井会長 それでは、皆さんこんにちは。

ちょっと所用がありまして遅くなりました。

申しわけありませんでした。

それでは、皆さんおそろいということで、始めさせていただきます。

本日は年末の大変お忙しい中、平成30年12月定例総会に出席いただきまして、ご苦労さまでございます。

ことしもあと3週間ちょっとで終わろうとしておりますが、来年のえとはいのししということで、イメージ的には、農作業等荒らす悪いイメージがありますけれども、委員の皆様方にとってより良い年に、新年になりますよう、心から祈念申し上げます。

また、先月の平成30年度の経営力強化シンポジウムの研修会に参加ありがとうございました。

そしてこの後、総会終了後に忘年会等も予定されておりますので、こちらの参加のほうもよろしく願いいたします。

それでは、会議を始めさせていただきます。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員が過半数に達したため、これより平成30年12月定例総会を開会します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、7番、宇賀義則委員、1番、根本孝一委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、高橋でございます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

平成30年12月6日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、根字笹塚136番2。

地目、山林、現況、畑。

地積、585平方メートル。

権利者、白井市根 番地、〇〇〇〇。

経営面積、253アール。

義務者、千葉市美浜区中瀬1丁目3番地、千葉県、千葉県企業土地管理局長、吉野毅。

所有権移転、売買。

以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。

根本孝一委員、お願いします。

根本孝一委員 1班班長の根本です。

議案第1号1番について、3条申請にかかわる調査報告を行います。

資料は1番となります。

当日は、権利者〇〇〇〇さんの代理で〇〇〇〇さん、義務者、千葉県企業土地管理局長、吉野毅さんの代理人で、ニュータウン整備課土地管理室の秋葉さんが出席されました。

申請地は、市役所から南西へ約1.5キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、梨畑となっております。

進入路については、市道により確保されています。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて、報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、貨物自動車2台、トラクター2台、耕運機1台、スピードスプレーヤー2台等、農機具はそろっております。

労働力は、世帯員が5人で、3人が農業に従事しています。

年間従事日数は200日。

面積要件についても、下限面積の50アールをクリアしています。

現在所有する農地は、全て効率的に耕作されています。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま、事前審査会の班長により審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

最適化推進委員の伊藤治委員をお願いします。

伊藤 治委員 農地利用最適化推進委員、白井木戸地区担当、伊藤です。

権利者の〇〇〇〇さんと、夫の〇〇〇〇さんにお話を伺いました。

今回の申請地と、資料1の1にある借入地、2,027平方メートルは、〇〇〇〇さんの祖父の代、県から借り入れた土地で、梨園地として利用しておりますが、10年以上前から、返却か買い取りを求められていたとのこと。

こちらの資料に現に耕作中の土地と書いてありますが、2,027平方メートルの土地は、県との折りが合わず、ことし返却されたとお聞きしました。

当申請地は、〇〇〇〇さんのナシ園地の一部に当たりまして、現在もナシが栽培されており、返却する場合のコストや労力を考え、買い取ることに至ったそうです。以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をお願いします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

笠井会長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、採決を行います。

許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに可決します。

議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、高橋でございます。

議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第7条第1項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

平成30年12月6日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、復字中山1448番29、外1筆。

地目、畑、現況、畑。

地積、2筆合計で、1,288平方メートル。

申請人、白井市木 番地、〇〇〇〇。

申請事由、農地転用、駐車場。

以上でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。

根本孝一委員、お願いします。

根本孝一委員 1班班長の根本です。

それでは、調査報告をいたします。

審査資料のほうは6番となりますので、よろしくお願いします。

当日の出席者は、権利者、〇〇〇〇さん本人、申請代理人、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんが出席されました。

まず立地基準ですが、申請地は、市役所から北へ約200メートルに位置しております。

進入路は、市道により確保されています。

農地区分としては、第2種農地と判断いたしました。

転用の目的ですが、〇〇〇〇の駐車場が足りなくなってきたため、隣接する本申請地を整備し、駐車場とすることにしたそうです。

次に、一般基準ですが、本申請は駐車場ということですが、足りなくなった駐車場

をふやすため、全ての面積を使うことが妥当というふうに判断いたします。

資金は自己資金で賄う計画で、許可後は速やかに事業に着手するものと思われます。

また、申請地は、土地改良区ではありません。

以上のことから、立地基準、一般基準とも何ら問題ないと思われます。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま、事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

最適化推進委員の秋本善久委員、お願いします。

秋本善久委員 農地利用最適化推進委員の白井、復地区担当の秋本です。

補足説明ですが、先日本人に伺ったところ、多少委員長の報告と重複するかもしれませんが、まず、〇〇〇〇と介護施設などを含む計3施設が開設される時、全体として駐車場が計画されていたのですが、開設してもうじきで1年、もう3年たちますから、1年ぐらいで利用客が大分ふえたということで、既設の駐車場スペースでは足らなくなったそうです。

そこで、要請があったとのことでございます。

この12月で3年がたとうというところだそうです。

また、開設される前は、この農地を貸していたのですが、借りていた人が高齢になり返ってきたということで、あそこは積極的農地ではないということから休耕になっていて、草刈り程度の管理をしていたということでございます。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をお願いします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

笠井会長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号農地法第4条の規定による転用許可申請について、採決を行います。

許可相当意見を付して、県に進達することに賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請について、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

議案第3号 農地法第5条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。

事務局

事務局より説明をお願いします。

事務局、高橋でございます。

議案第3号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条第3項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

平成30年12月6日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、根字清水口1731番4、1734番22の一部。

地目、畑、現況、畑。

地積、合計で917.82平方メートル。

権利者、松戸市五香 丁目 番地の、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇。

義務者、白井市根 番地、〇〇〇〇。

申請事由、転用を伴う所有権移転、駐車場。

2番、富塚字上857番7、外1筆。

地目、畑、現況、畑。

地積、2筆合計で242平方メートル。

権利者、白井市富塚 番地、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇。

義務者、白井市富塚 番地、〇〇〇〇。

申請事由、転用を伴う賃貸借権の設定、資材置場。

4ページに移りまして、3番、4番につきましては同一事業で、どちらも権利者が、白井市根 番地、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、埼玉県鶴ヶ島市脚折 番地、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇。

申請事由は、転用を伴う賃貸借権の設定、ショッピングセンター及び保育所となります。

それでは、個々の説明をします。

3番、大字根字念仏塚476番16。

地目、畑、現況、畑。

地積、3,133平方メートル。

義務者、白井市復 番地、〇〇〇〇。

4番、根字念仏塚475番2。

地目、畑、現況、畑。

地積、858平方メートル。

義務者、白井市根 番地、〇〇〇〇。

以上でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。
次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。
根本孝一委員、お願いします。

根本孝一委員 1班班長根本です。
それでは、1番の調査報告をいたします。
審査資料のほうは、2番をごらんください。
当日の出席者は、地権者、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、義務者、〇〇〇〇さん
の代理人として、行政書士の〇〇〇〇さんが出席されました。
まず立地基準ですが、申請地は、市役所から西へ約2キロメートルに位置して
おります。
市道に面しており、進入路は確保されております。
農地区分としては、第2種農地と判断いたしました。
転用目的ですが、現在、〇〇〇〇には一般駐車場はなく、イベント時など不便して
いたため、本申請地を駐車場として利用したいということです。
次に、一般基準ですが、本申請は駐車場用地ということですが、義務者の〇〇〇
〇さんの意向で、今回の面積ということになったそうです。
資金は自己資金で賄う計画で、許可後は速やかに事業に着手するものと思われま
す。
周辺農地への支障ですが、〇〇〇〇さんの農地だけなので、問題はありません。
また、申請地は、土地改良区ではありません。
以上のことから、立地基準、一般基準とも何ら問題のないものと思われま
す。
続いて、2番の調査報告をいたします。
審査資料は、3番をごらんください。
当日の出席者は、権利者、〇〇〇〇さん、義務者の〇〇〇〇さんの代理で、〇〇〇
〇の〇〇〇〇さんが出席されました。
まず立地基準ですが、申請地は、市役所から北西へ約3キロメートルに位置して
おります。
県道に面しており、進入路は確保されています。
農地区分としては、第2種農地と判断いたしました。
転用目的ですが、現在、中古車販売業をしています、展示車もふえ、中古車を保
管する土地が必要なために、向かい側の本申請地を借りて利用することにしたそう
です。
次に、一般基準ですが、本申請は、中古車保管場所ということですが、申請面積は
242平方メートルで10台置く予定であり、面積については妥当と思われま
す。
資金は自己資金で賄う計画で、許可後は速やかに事業に着手するものと思われま

す。

周辺農地への支障ですが、特に意見はないとのことでした。

また、申請地は、土地改良区ではありません。

以上のことから、立地基準、一般基準とも何ら問題ないものと思われます。

続きまして、3番、4番を一括で報告ということにしたいと思います。

審査資料のほうは、4番、5番をごらんください。

当日の出席者は、権利者、〇〇〇〇の〇〇さん、〇〇〇〇の〇〇さん、義務者、〇〇〇〇さんの代理で、〇〇〇〇の〇〇さん、4番の義務者、〇〇〇〇さん本人が出席されました。

まず立地基準ですが、申請地は、市役所から南西へ約600メートルに位置しております。

3番、4番ともに県道に面しており、進入路は確保されています。

農地区分としては、第2種農地と判断いたしました。

転用目的ですが、公益的施設誘導地区で、スーパーを核とした商業施設を計画しているため、申請地を使うことにより直線上になることと、県条例面積をクリアできるために利用したいということです。

次に、一般基準ですが、本申請は、商業施設の一部として利用するということが、〇〇さんの土地3,133平方メートル、〇〇〇〇さんの土地858平方メートルであり、今回の計画に必要な面積であり、妥当と思われます。

資金は確保されており、許可後は関係法令を調整し、速やかに事業に着手するものと思われます。

周辺農地への支障ですが、隣接農地所有者から意見が出ているということなので、対応をお願いいたしました。

また、申請地は、土地改良区ではありません。

以上のことから、立地基準、一般基準とも何ら問題ないものと思われます。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま、事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

1番について、最適化推進委員の押田勝巳委員、お願いします。

押田勝巳委員 中木戸地区担当の推進委員の押田です。

先日、義務者の〇〇〇〇さんと、権利者側の〇〇〇〇の〇〇と会って話を聞きました。

〇〇、〇〇の話によりますと、以前より保護者から、何かイベントがあったときに、幼稚園側に全然駐車場がないのでどうにかしてくれないかということで、前々から要

望をしていたそうですけれども、あちこち近くになくて、やっとそこを探して、地主に会ってお願いしたということです。

地主の〇〇〇〇さんに聞きましたところ、現在夫婦2人でやっているのですが、高齢者でもう70なので、農業の後継者がいないそうなのです。

そうすると、子供がいなくて、これからどうしようかなと思っていたところに、土地を貸してくださいということなので、今まで管理してきたものを面積少なくなると楽になるということで、了承したということです。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

2番について、最適化推進委員の川上洋委員、お願いします。

川上 洋委員 最適化推進委員の富塚、中担当の川上です。

〇〇〇〇は、ここに開業して約2年ぐらいになるそうです。

当然お客さんもふえて、だんだん手狭になり、どこかいいところないかなと思ったから、ちょうどその前が荒地だったので、畑ではないと思って〇〇さんのところに行ったら、あそこ、畑だよと言われて、畑には大分荒れているのですけれども。

それで、貸してもいいよということだったので、以前世話になった〇〇〇〇に話をし、そういう運びになったそうです。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

3番、4番について、最適化推進委員の伊藤治委員、お願いします。

伊藤 治委員 推進委員、白井木戸地区担当の伊藤です。

義務者の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんからお話を伺いました。

今回の申請地は、白井市都市マスタープランに基づく公益的施設誘導地区に当たりまして、平成30年10月30日に都市計画決定された根公益的施設誘導地区計画内の土地であります。

義務者の〇〇〇〇さんと権利者の〇〇〇〇さんは夫妻で、この計画の関係者になります。

〇〇〇〇さんも、本計画に協力するということで申請されたそうです。

また、〇〇〇〇さんから、農業委員会においても、白井市のマスタープランをしっかりとご周知いただいた上での事前審査会を開いたほうがいいのではないかとのご指摘をいただきました。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をお願いします。

岩井委員。

岩井聡明委員 農業委員の岩井です。

事務局のほうにお伺いしますけれども、審査資料3についてですけれども、3の18、19の確約書と委任状に日付が入っていないのですけれども、今後、記入してもらったものを再提出していただく予定はあるのでしょうか。

事務局 事務局、板橋です。

記入して再提出を依頼します。

岩井聡明委員 ありがとうございます。

もう一つ、よろしいでしょうか。

笠井会長 どうぞ。

岩井聡明委員 審査資料2についてなのですけれども、幼稚園の駐車場をつくるということなのですけれども、幼稚園から大体1キロぐらい離れているということで、かなり距離があるので、これは駐車場の利用としては、日常的というよりはイベント時、シャトル等で運行予定ということなので、そういったイベント時に使うことを主な目的としてということなののでしょうか。

笠井会長 推進委員、押田さん。

押田勝巳委員 幼稚園の人から聞いた話では、ふだんほとんどバスで幼稚園に直接送り迎えしますので、全然問題ないのですけれども、イベントがあったときに保護者の方が来て、自転車で来る人はいいのですけれども、近くの人とか、車でちょっと遠くから来た人は、全然とめるところがないので、そういうイベントか何かあったときには、そこに車をとめて、そこからはシャトルバスを出すということです。

だから、常に使うということはめったに。

ただバスは、今後、幼稚園側のほうに置かないで、こちらの駐車場のほうへ置くということです。

岩井聡明委員 ありがとうございます。

笠井会長 ほかにございますでしょうか。

宇賀委員。

宇賀義則委員 農業委員の宇賀です。

確認といたしますか、2番についてなのですが、この〇〇さんの申請は、先月、ご自身の農業用資材の置場として挙がっていたと思うのですが、そちらのほうは解決といたしますか、めどが立っての今回の申請ということに。

川上 洋委員 推進委員の川上です。

これは前回、自分でやるというようなことであつたのですけれども、本人、まるっきりタッチしてなくて、行政書士の人にこの〇〇〇〇の人が頼んでやって、こういう

ふうにやれば大丈夫だと言われてやったらしいのですけれども、あんなふうにやったら、又貸しになっちゃうよと、もし貸すのだったらということで、ご本人に話をしたんです。

だから、ちゃんと手続をとってやらないと、違法になると。

後でまた何か申請するときに、差しさわりのあるということで、〇〇さんとよく話をして、前の人が借りたいなら、ちゃんと前の人に貸すということでやったほうがいいよということで前回は取り下げたのですよね、一応1回出てきたけれども。

あれ大体、後で違う人に貸していたら又貸し、自分で使わないで貸してしまうので、違法になるので、そうすると今度、後で自分の土地を何かしようとしたときに、違法をやると、もうペナルティーがつくので。

そういうこともあるよと言ったら、本人は、そんなこともあるのと言って、全然知らないもので、ということです。

宇賀義則委員 すみません、私の質問は、ご自身の農業用の用地ということだったのですけれども、資材のですね、資材を置く場所はもう確保できての。

川上 洋委員 資材を置く場所は、何とかするのでしょうか。

宇賀義則委員 以上です。

笠井会長 よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号農地地法第5条の規定による転用許可申請について採決を行います。

1番について、許可相当意見を付して、県に進達することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第3号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、1番、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

2番について、許可相当意見を付して、県に進達することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第3号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、2番、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

3番、4番について、関連がありますので、一括して採決を行います。

許可相当意見を付して、県に進達することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第3号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、3番、4番、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

議案第4号 平成30年度第8次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、高橋でございます。

議案第4号 平成30年度第8次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により別紙のとおり平成30年度第8次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので提出いたします。

平成30年12月6日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

6ページをごらんください。

市長からの協議文となります。

7ページをごらんください。

3件ありますが、全て継続でございます。

1番、河原子字南原484番1、外1筆。

地目、畑。

利用権設定面積、2筆合計で、2,169平方メートル。

設定する利用権、種類、賃貸借権。

内容、果樹園。

期間、5年。

賃料、2筆合計で3万6,880円。

支払方法、直接持参。

利用権を設定する者、白井市名内 番地、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者、白井市中 番地、〇〇〇〇。

経営面積、231アール。

2番、名内字下田727番、外1筆。

地目、田。

利用権設定面積、2筆合計で1,390平方メートル。

設定する利用権、種類、賃貸借権。

内容、水稻。

期間、6年。

賃料、2筆合計で2万3,000円。

支払方法、直接持参。

利用権を設定する者、白井市内 番地の 、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者、白井市今井 番地、〇〇〇〇。

経営面積、148アール。

3番、神々廻字東発込922番、外2筆。

地目、畑。

利用権設定面積、2筆合計で1,772平方メートル。

種類、使用貸借権。

内容、畑作。

期間、6年。

利用権を設定する者、白井市神々廻 番地、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者、白井市神々廻 番地の 、〇〇〇〇。

経営面積、191アール。

以上でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

農用地利用集積計画の決定については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

今回は継続ですので、地区担当員の補足説明もございません。

続いて質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をお願いします。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第4号平成30年度第8次農用地利用集積計画の決定について、採決を行います。

承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第4号 平成30年度第8次農用地利用集積計画の決定について、承認することに決定します。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、高橋でございます。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり、白井市農業委員会事務局規定第6条第7号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

平成30年12月6日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

9ページに移りまして、専決処分書となります。

①農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出です。

続きまして、②農地法第5条第1項第5号の規定による届出です。

移動通信事業、アンテナ柱の新設で、期間は平成30年11月から平成31年1月までです。

次第に戻っていただきまして、1月の事前審査会、総会の日程につきましては、申請受付締め切りが12月19日水曜日、事前審査会が12月26日水曜日、こちらは2班の担当となります。

午前9時から、本庁舎2階災害対策本部3で行います。

総会は、1月8日火曜日午後4時から、こちらも本庁舎2階災害対策本部3で行います。

報告事項は以上でございます。

笠井会長 本日の議案については、全て終わりました。

長時間にわたり、慎重なる審議を賜りありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人